

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書
(甲436～438＝法学意見書・論文)

平成29年1月24日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲436	平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機 運転差止請求控訴事 件に関する意見書	原本 平成28年10 月1日	関西学院大 学司法研究 科教授(民 法担当) 神戸秀彦	一審原告の見解と全ての点で意見を同じくするものではないが、民法の研究者においても、原判決の理由及び結論が妥当であり、乙56号証の内容が現行法の解釈上無理があり、違憲の疑いすらあると判断していること。
甲437	「原発の稼働による 危険に対する民事差 止訴訟について」 (環境法研究第5号 掲載論文)	原本 平成28年7 月25日	早稲田大学 大学院法務 研究科・同 法学部教授 大塚直	原判決に対する評価や安全目標に対する認識など、一審原告の見解と全ての点で意見を同じくするものではないが、環境法研究の第一人者ともいえるべき研究者においても、乙56号証の内容が法解釈上の疑義を有していると判断しており、また住民側の請求を退けた川内原発に関する福岡高裁宮崎支部決定を厳しく批判していること。
甲438	「原子力規制制度改 革は民事差止訴訟に 影響を与えるのか」 (環境法研究第5号 掲載論文)	原本 平成28年7 月25日	早稲田大学 法学学術院 助手 福田健治	乙56号証の内容に対し、法律の研究者からも疑問が呈されており、法理論的に誤っていること。

以上